

# 平成27年9月議会 保健病院委員会資料

## 【議案】

- 1 条例議案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

子ども家庭局



## 【議案第154号】

# 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について (子ども家庭局所管分)

## 1 改正理由

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正され（児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省第63号。平成27年3月31日公布。同年4月1日施行）、保育所、小規模保育事業所（A型、B型）及び事業所内保育事業所（保育所型、小規模型）に配置する保育士の数の算定について、保健師又は看護師に加え、准看護師についても、1人に限って、保育士とみなすことができるとされた。

これにより、厚生労働省令と同様に、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例を一部改正するもの。

## 2 改正内容

### (1) 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

乳児4人以上を入所させる保育所に配置する保育士数の算定について、保健師又は看護師に加え、准看護師についても、1人に限って保育士とみなすことができることとするため、付則第7項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

現行	改正後
乳児4人以上を入所させる保育所に係る第48条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。	乳児4人以上を入所させる保育所に係る第48条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、 <u>看護師又は准看護師</u> を1人に限って保育士とみなすことができる。

(2) 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

小規模保育事業所（A型、B型）及び事業所内保育事業所（保育所型、小規模型）に配置する保育士の数の算定について、保健師又は看護師に加え、准看護師についても、1人に限って、保育士とみなすことができることとするため、第30条、第32条、第45条、第48条中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

現行	改正後
保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所（A型、B型）及び事業所内保育事業所（保育所型、小規模型）に勤務する保健師 <u>又は看護師</u> を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所（A型、B型）及び事業所内保育事業所（保育所型、小規模型）に勤務する保健師、 <u>看護師又は准看護師</u> を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

### 3 施行期日

公布の日